

IGS 日本支部 表彰規程

IGS 日本支部（平成 17 年 2 月 2 日制定）
IGS 日本支部（平成 18 年 11 月 30 日改訂）

第 1 章 総則

（総則）

第 1 条 国際ジオシンセティックス学会（IGS）日本支部の表彰はこの規程により行う。

（表彰委員会）

第 2 条 表彰に関する業務を担当するために表彰委員会（以下「委員会」という）を設置する。

第 2 章 学会賞の表彰

（学会賞の構成）

第 3 条 表彰は、IGS 日本支部賞を授与して行う。IGS 日本支部賞は次の 4 つの賞で構成する。

- (1) JC-IGS 論文賞
- (2) JC-IGS 論文奨励賞
- (3) JC-IGS 技術賞
- (4) JC-IGS 技術奨励賞

（JC-IGS 論文賞）

第 4 条 JC-IGS 論文賞は、ジオシンセティックスに関する学術および技術の進展に顕著な貢献をしたと認められる論文の著者に授与する。

（JC-IGS 論文奨励賞）

第 5 条 JC-IGS 論文奨励賞は、ジオシンセティックスに関する研究を行い、将来、学術および技術の進展に貢献が期待される論文の著者に授与する。

（JC-IGS 技術賞）

第 6 条 JC-IGS 技術賞は、ジオシンセティックスに関する技術の進展に顕著な貢献をしたと認められる業績を対象に、個人、グループあるいは機関に授与する。

（JC-IGS 技術奨励賞）

第 7 条 JC-IGS 技術奨励賞は、ジオシンセティックスに関する技術的研究を行い、将来、その実用化等に発展が期待される業績を対象に、個人、グループあるいは機関に授与する。

（対象となる業績）

第 8 条 JC-IGS 論文賞、JC-IGS 論文奨励賞の対象となる論文は、募集公示年前 2 ケ年以内のジオシンセティックス論文集に掲載されたものとする。

2. JC-IGS 技術賞、JC-IGS 技術奨励賞の対象となる業績は、募集公示年の 2 ケ年以内のジオシンセティックス技術情報に掲載された技術報文とする。

(受賞者の資格)

- 第9条 受賞者の資格は、IGS 日本支部の会員（個人会員、学生会員、特別会員）および会員を代表とする機関あるいはグループとする。
2. JC-IGS 論文奨励賞にあつては、募集公示年の1月1日現在における年齢が満35歳未満の個人会員または学生会員とする。
 3. JC-IGS 論文奨励賞は、これを重ねて受賞することはできない。
 4. JC-IGS 論文賞は、対象論文の著者であっても、過去5年以内にJC-IGS 論文賞を授賞したことのある者については、受賞者から除外する。

(募集)

- 第10条 学会賞の募集は、ジオシンセティックス技術情報、IGS 日本支部ホームページ等に公示して行う。

(応募・提出書類)

- 第11条 学会賞の応募は、IGS 日本支部会員の自薦または他薦に基づいて行う。行事委員会、編集委員会においても推薦を行う。
2. 提出書類は、「推薦書（所定用紙）」と「業績を示す論文または技術報文」とする。

(審査)

- 第12条 応募業績の審査ならびに受賞候補の選考は、委員会で行う。

(決定)

- 第13条 IGS 日本支部幹事会は、委員会の選考に基づき、受賞業績ならびに受賞者を決定する。

(授与・発表)

- 第14条 学会賞は、ジオシンセティックス・シンポジウムにおいて支部長が授与するとともに、ジオシンセティックス技術情報に発表する。

第3章 表彰委員会

(委員会の業務)

- 第15条 委員会の業務は、次のとおりとする。
- (1) 学会賞候補の募集要項および審査方法の決定
 - (2) 学会賞候補のIGS 日本支部幹事会への推薦
 - (3) IGS 日本支部幹事会から依頼された表彰にかかわる事項
 - (4) その他、委員会の運営に関する事項

(委員長および委員)

- 第16条 委員会に委員長を置く。支部長は、IGS 日本支部会員の中から、委員長を指名する。
2. 委員会の委員は次のとおりとする。
表彰委員会委員長、支部長、副支部長、幹事長、副幹事長、行事委員会委員長、技術委員会委員長、編集委員会委員長、および委員長が指名する者若干名。

(委員会等の構成と役割)

第 17 条 委員会に、副委員長 1 名、幹事若干名を置く。

2. 委員長は、委員の中から、副委員長および幹事を指名する。
3. 委員長は委員会の議長となり、委員会を総括する。副委員長は、委員長を補佐し、委員長不在のときは、委員長の職務を代行する。
4. 委員会に小委員会を置き、委員会の運営業務を処理する。小委員会は、委員長、副委員長、幹事で構成する。

(委員の任期)

第 18 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2. 任期途中で委員の交代がある場合には、後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(定足数・表決・代理出席)

第 19 条 委員会は、現員数の 3 分の 2 以上の出席がなければ、議事を開き表決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意志を表示したものは、出席したものとみなすことができる。

2. 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
3. 委員の代理出席は認めない。ただし、行事委員会委員長、編集委員会委員長については、委員長の了解を得たうえで、代理出席を認めるものとする。

(学会賞候補の募集)

第 20 条 委員会は、学会賞候補の募集要項を公示し、各賞の候補を募集する。

(委員本人が学会賞の受賞候補の場合)

第 21 条 委員本人が学会賞の受賞候補になったときは、委員会において審議の際、当該委員は一時退席するものとする。

(候補の決定報告)

第 22 条 委員長は、学会賞受賞候補を決定したときは、その結果と経緯を IGS 日本支部幹事会に報告しなければならない。

第 4 章 学会賞候補の審査

(事前の書類審査)

第 23 条 小委員会は、すべての応募業績について、第 8 条および第 9 条を満たしているか否かを審査する。満たしていないと判断した業績については、当該業績の推薦者に確認のうえ、応募書類を返却する。

(審査員の委嘱)

第 24 条 委員会は、第 3 条に定める各賞に対して、原則として 5 名の審査員を選び、審査を委嘱する。

2. 当該候補業績の関係者を審査員として委嘱できない。

(審査報告書の提出)

第 25 条 審査員は、委嘱された候補業績を審査の上、採点結果を審査報告書（様式 1）に記入捺印して、所定の期日までに委員会に提出する。

（受賞候補の決定と報告）

第 26 条 委員会は、次の要領で学会賞候補を決定する。

(1) 委員は、第 3 条に定める各賞に対して、審査結果報告書の意見を参考にして、評点を 5 点、3 点、1 点の中から選び、投票する。なお、委員および委員と関係深い者が選考対象候補となった場合には、当該委員はその賞に対する投票に加わらないものとする。

(2) 第 3 条に定める各賞について、有効投票の合計の最高得票を得たもの（複数の場合を含む。）を学会賞候補とする。なお、最高得票に準じる得票を得たものがあれば、それを学会賞候補とすることができる。

(3) 次に掲げるものに該当する投票は無効とする。

(a) 無記入のもの。

(b) 5 点、3 点、1 点以外の点を付したもの。

2. 委員長は、その結果を IGS 日本支部幹事会に報告する。

第 5 章 規程の改廃

第 27 条 この規程の改廃は、IGS 日本支部幹事会の議を経て行うことができる。

付 則

1. この規程は平成 17 年 2 月 2 日から実施する。
2. 平成 10 年 10 月制定、平成 15 年 4 月改定の「IGS 日本支部賞募集要項および規定」および「IGS 日本支部賞審査要領」は廃止する。

参 考

1. 第 11 条に基づき、行事委員会委員長、編集委員会委員長は、第 3 条に定める各賞の対象となる論文あるいは技術報文を各賞 5 件ずつ程度推薦する。
2. 第 26 条第 1 項（1）の評点は次のとおりとする。
 - 5 点：ぜひ受賞させたい論文あるいは技術報文である。
 - 3 点：受賞させてもよい論文あるいは技術報文である。
 - 1 点：受賞には物足りない論文あるいは技術報文である。
3. 募集、審査、表彰等の日程は概略、次のとおりとする。

募集の公示	： 毎年	3 月上旬
応募の締切	： 毎年	5 月上旬
審査の依頼	： 毎年	5 月中旬
審査報告の締切	： 毎年	7 月中旬
表彰委員会	： 毎年	9 月
幹事会への報告	： 毎年	9 月
表彰	： 毎年	12 月上旬